

## 寄附金税額控除に係る寄附金受入団体の事務取扱の留意事項

### 1 寄附金税額控除の適用を受けられる寄附者

貴団体に寄附金を支払った個人の方で、寄附金を支出した年の翌年の1月1日現在、栃木県に住所を有する方は県民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。控除額の算出方法は以下のとおりです。

$$(\text{貴法人(団体)に対し支払った寄附金額} - 2\text{千円}) \times 4\%$$

### 2 寄附をしようとする個人の方に対する周知事項

寄附をしようとする個人の方が、自らが支出した寄附金が寄附金税額控除の対象となるかを容易に確認できるようにするために、貴団体が条例指定を受けている都道府県及び市区町村の一覧を作成し、寄附をしようとする個人の方に対し交付してください。

### 3 寄附金受領後の寄附者に対する周知事項

寄附者に対しては次の①～⑤の事項について、特に周知してください。

- ① 所得税の寄附控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があること。
- ② サラリーマン又は年金所得者で、所得税の確定申告書を提出せず、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする方の寄附金税額控除については、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所所在の栃木県内の市町村に対する簡易な申告によることができるものであること。
- ③ 申告に当たっては、貴団体が交付した寄附金受領証明書等が必要であること。
- ④ 寄附金を支払った年の翌年1月1日前に、寄附者が栃木県の区域外に転居した場合、転居先の都道府県において貴団体に対する寄附金が条例指定していなければ、県民税の寄附金税額控除の適用は受けられないこと。
- ⑤ 寄附時点の住所地の都道府県が貴団体に対する寄附金を条例指定していない場合であっても、寄附金を支払った年の翌年の1月1日以前に栃木県の区域内に転居した場合は、県民税の寄附金税額控除の適用を受けられること。

### 4 寄附金を受けた場合の受領証明書等の交付

寄附金を受けた場合には、別紙様式1の例を参考に、寄附者に対し次の①から④の事項を記載した受領証明書等を交付してください。

- ①寄附者の住所 ②寄附者の氏名 ③受領した寄附金の額 ④寄附金を受領した年月日
- なお、受領証明書等の交付の際は、必要な事項を記載又は印字した寄附金控除申告書を受領証明書等とともに交付することなどにより、寄附者の申告に係る負担の軽減にご協力いただきますようお願いいたします。

### 5 寄附者名簿の作成・保存

栃木県に住所を有する個人の方から寄附金を受けた場合は、別紙様式2を参考に、寄附者の住所、氏名、寄附金額及び寄附金を受領した年月日の一覧（以下「寄附者名簿」という。）を暦年ごとに栃木県内の市町別に作成し、栃木県内各市町税務担当課にそれぞれ寄附者名簿を翌年3月15日までに送付していただきますようお願いいたします。また、作成した寄附者名簿は、7年間保存してください。